平成２９年（フ）第３９号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙1932番地２
債務者　岩城　三夫
１　決定年月日時　平成29年11月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第３６８号
鹿児島県鹿児島市本名町4502番地
債務者　西森　美雪
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７１号
鹿児島県鹿屋市上祓川町7990番地
債務者　荒田　雄二
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第３４０号
沖縄県那覇市与儀１丁目18番29号　コーポ御影２－Ａ
債務者　我那覇紀子
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３４３号
沖縄県那覇市字安謝217番地３　てるやビル203
債務者　大脇　良一
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０５号
福島県本宮市荒井字三本松65番地　カーサ・ファミールＭ　103号室、住民票上の住所福島県本宮市岩根字小塚山３番地２
債務者　菅島美江子
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
福島県郡山市富久山町福原字町田15番地の10
債務者　杉本　礼於
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２１６号
兵庫県明石市西明石西町１丁目10番25号　シャトー木場ＮＯ２－101号、前住所兵庫県加古川市平岡町二俣659番地　川崎重工業㈱社宅244号
債務者　丸田　　優
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
神戸市西区学園西町７丁目３番地　704－301号
債務者　堀川　千佳
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
広島県呉市広白岳６丁目11番３号
債務者　渡部　政美
１　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１５８号
福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内160番地
債務者　穂積　真理
１　決定年月日時　平成29年11月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
高知県四万十市下田1662番地２
債務者　森　　陽美
１　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第７８６号
神戸市北区花山東町２番15－408号
債務者　小野美智子
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９１号
神戸市東灘区本山南町５丁目３番１－910号
債務者　舟引　伸香（旧姓木田）
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５０号
神戸市兵庫区塚本通６丁目２番24号　スカイコート602
債務者　川瀬　弘和
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５５号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目649番地　パインリーフ自由が丘301号
債務者　大江　淳美（旧姓松岡）
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９２号
神戸市長田区宮丘町２丁目４番６号　谷岡マンション304号、従前の住所神戸市長田区宮丘町２丁目４番14号　阿部方
債務者　北浦佐枝子こと　北浦佐技子
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部